

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 2 2 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 26 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		丸本 真紀
2	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		武田 勝博
3			
4	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社 大浦工務店
5	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		盛信電設 有限会社
6	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社 レック
7	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		安部 比丘
8	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社巽エンジニアリング
9	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		片山 典子
10	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		山下 エツ子

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000099541）

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 26 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		野中 一也
2			
3	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		株式会社 キッスン・エンジェル社
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000099542）